

第三十回国会 農林水産委員会 議院 議案 録 第十五号

昭和三十四年二月二十八日(土曜日) 午後一時二十二分開議

出席委員

- 委員長 松浦周太郎君
- 理事 吉川 久衛君 理事 本名 武君
- 理事 赤路 友藏君 理事 芳賀 貢君
- 安倍晋太郎君 秋山 利恭君
- 今井 耕君 倉成 正君
- 佐藤洋之助君 笹山茂太郎君
- 田口長治郎君 高石幸三郎君
- 永田 亮一君 三和 精一君
- 八木 徹雄君 保岡 武久君
- 實川 清之君 中澤 茂一君
- 永井勝次郎君

出席政府委員

- 農林政務次官 石坂 繁君
- 農林事務官 安田善一郎君
- (畜産局長)
- 食糧庁長官 渡部 伍良君

委員外の出席者 専門員 岩隈 博君

本日の会議に付した案件

小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す国産てん菜糖の売渡価格の特例に関する法律案(内閣提出第一三〇号)

日本てん菜振興会法案(内閣提出第一六四号)

臨時てん菜糖製造業者納付金法案(内閣提出第一六五号)

酪農振興法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六九号)

○吉川(久)委員長代理 これより会議を開きます。

内閣提出、小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す国産てん菜糖の売渡価格の特例に関する法律案、日本てん菜振興会法案、及び臨時てん菜糖製造業者納付金法案の三案を一括して議題とし、審査に入ります。

まず三案の趣旨について政府の説明を求めます。

小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す国産てん菜糖の売渡価格の特例に関する法律案

小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す国産てん菜糖の売渡価格の特例に関する法律案

1 政府は、当分の間、食糧管理特別会計において買入れたてん菜糖を、小かん加糖れん乳又は小かん加糖粉の製造の用に供するため、これらの製造を業とする者に對し、政令で定めるところにより、時価よりも低い価格で売り渡すことができる。

2 前項において「小かん加糖れん乳」とは、砂糖を原料として加えて製造したれん乳でその成分が食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第七條第一項の規定により定められた成分についての規格に適合するものを六百グラム以下の収容重量のかん詰に

したものをいい、「小かん加糖粉」とは、砂糖を原料として加えて製造した粉乳でその成分が同項の規定により定められた成分についての規格に適合するものを千四百グラム以下の収容重量のかん詰にしたものをいう。

附則

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

理由

最近における乳業事情等にかんがみ、小かん加糖れん乳又は小かん加糖粉の製造を業とする者に対し、政府の所有するてん菜糖をこれらの乳製品の製造の用に供するため時価よりも低い価格で売り渡すみちを開く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本てん菜振興会法案

日本てん菜振興会法

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 役員等(第九条―第二十条)

第三章 業務(第二十三条―第二十四条)

第四章 財務及び会計(第二十五条―第三十四条)

第五章 監督(第三十五条―第三十六条)

第六章 雑則(第三十七条―第三十八条)

第七章 罰則(第三十九条―第四十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本てん菜振興会は、てん菜及びてん菜糖に関する試験研究、優良なてん菜の原産種及び原種の生産及び配布等に関する業務を総合的に行うことにより、てん菜の生産の振興及びてん菜糖工業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 日本てん菜振興会(以下「振興会」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 振興会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 振興会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 振興会の資本金は、一千万円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、振興会に追加して出資することができる。この場合において、振興会は、その出資額により資本金を増加するものとする。

(定款)

第五条 振興会は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

附則

第一章 総則

(目的)

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金及び資産に関する事項

五 役員及び運営審議会に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 公告に関する事項

九 定款の変更に関する事項

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第六条 振興会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 振興会でない者は、日本てん菜振興会という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、振興会に準用する。

第二章 役員等

(役員)

第九条 振興会に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

2 振興会に役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。
(役員職務及び権限)

第十條 理事長は、振興会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、振興会の業務を監査する。
(役員任命)

第十一條 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。
(役員任期)

第十二條 理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
2 役員は、再任されることができ

る。
(役員欠格事項)

第十三條 国會議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。
(役員解任)

第十四條 農林大臣は、理事長又は監事が前条の規定により役員となることができない者に該当するに

至つたときは、これを解任しなればならない。
2 理事長は、理事が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、これを解任しなればならない。

第十五條 農林大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事

長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。
2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、農林大臣の認可を受けて、これを解任することができる。
(役員兼職禁止)

第十六條 役員(非常勤の者を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。
(代表権の制限)

第十七條 振興会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が振興会を代表する。
(代理人の選任)

第十八條 理事長は、理事又は振興会の職員のうちから、振興会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員任命)
第十九條 振興会の職員は、理事長が任命する。
(運営審議会)
第二十條 振興会に運営審議会を置く。

21 運営審議会は、理事長の諮問に

22 振興会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。
3 運営審議会は、前項の事項に関する、理事長に意見を述べることが

4 できる。
4 運営審議会は、委員十人以上で組織する。
5 委員は、振興会の業務に関し学識経験を有する者のうちから、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

6 委員の任期は、二年とする。
7 第十二條第一項ただし書及び第二項並びに第十五條第二項の規定は、委員について準用する。
(役員等の秘密保持義務)
第二十一條 振興会の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
(役員及び職員地位)
第二十二條 振興会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務
第二十三條 振興会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

1 てん菜に関する試験研究を行うこと
二 てん菜の原産種及び原種の生産及び配布を行うこと。
三 委託を受けててん菜の生産に係る原種によるてん菜の種子の生産及び配布を行うこと。
四 国内産のてん菜糖の製造に関する技術の企業化に関する試験研究をてん菜糖の製造業者及び農林大臣の指定するその他の者に委託して行うこと。
五 国内産のてん菜糖の消費の増進を図るための普及を行うこと。
六 前各号に掲げる業務に附帯する業務
七 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務。

2 振興会は、前項第七号に掲げる業務を行うときは、農林大臣の認可を受けなければならない。
(業務方法書)
第二十四條 振興会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。
第四章 財務及び会計
(事業年度)
第二十五條 振興会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(収入及び支出の予算等の認可)
第二十六條 振興会は、毎事業年度、収入及び支出の予算、事業計

画並びに資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
(決算)
第二十七條 振興会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。
(財務諸表)
第二十八條 振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 振興会は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつければならない。
(利益及び損失の処理)
第二十九條 振興会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。
2 振興会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

度、収入及び支出の予算、事業計

画並びに資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
(決算)
第二十七條 振興会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。
(財務諸表)
第二十八條 振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(借入金)

第三十条 振興会は、農林大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができ、

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十一条 振興会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 銀行又は農林大臣の指定するその他の金融機関への預金
二 国債又は農林大臣の指定するその他の有価証券の取得
(財産の処分等の制限)

第三十二条 振興会は、農林省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しよるとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)
第三十三条 振興会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めよとすると

ときは、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(農林省令への委任)

第三十四条 この法律に規定するもののほか、振興会の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第五章 監督

第三十五条 振興会は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び検査)

第三十六条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、振興会の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十七条 振興会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十八条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第五条第二項、第二十三条第二項、第二十四条第一項、第二十六条、第三十条第一項若しくは第二項ただし書又は第三十二条の認可をしよるとするとき。

二 第二十八条第一項又は第三十条の承認をしよるとするとき。

三 第三十一条第一号又は第二号の指定をしよるとするとき。

四 第二十四条第二項、第三十二条又は第三十四条の農林省令を定めよとするとき。

第七章 罰則
第三十九条 第二十一条の規定に違反してその職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四十条 第三十六条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

には、その違反行為をした振興会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした振興会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたと

き。

二 第六条第一項の政令に違反して登記をすることを怠つたと

き。

三 第二十三条第一項に規定する業務以外の業務を行つたと

五 第三十五条第二項の命令に違反したとき。

第四十二条 第七条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(振興会の設立)

第二条 農林大臣は、第十一条第一項の例により、振興会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、振興会の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとす

る。

第三条 農林大臣は、設立委員を命じて、振興会の設立に關する事務を処理させる。

第四条 設立委員は、定款を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 設立委員は、前項の認可を受けたるときは、政府に対し、出資金の払込を求めなければならない。

3 政府は、前項の規定により出資金の払込を求められたときは、第四条第一項の規定による出資金の全額を払い込まなければならない。

4 設立委員は、前項の規定による出資金の払込があつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

5 第三十八条の規定は、第一項の認可をしよるとする場合に準用する。

第五条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第四項の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条 振興会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第七条 この法律の施行の際現に日本てん菜振興会という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第七条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第八条 振興会の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和三十五年三月三十一日に終るものとする。

第九条 振興会の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第二十六条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「振興会の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)
第十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。
第十九条第七号中「日本貿易振興会」の下に「日本てん菜振興会」を、「日本貿易振興会法」の下

に、「日本てん菜振興会法」を加える。

（印紙税法の一部改正）
第十一条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五号第六号ノ三ノ次に次の一号を加える。

六ノ三ノ四 日本てん菜振興会ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十二条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「日本蚕繭事業団」の下に、「日本てん菜振興会」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十三条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「日本蚕繭事業団」の下に、「日本てん菜振興会」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本蚕繭事業団」の下に、「日本てん菜振興会」を加える。

理由

てん菜の生産の振興及びてん菜糖工業の健全な発展に寄与するため、てん菜及びてん菜糖に関する試験研究、優良なてん菜の原産種及び原種の生産及び配布等に関する業務を行う法人として、日本てん菜振興会を

設立し、その組織、業務、財務、会計等について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

臨時てん菜糖製造業者納付金法案

（目的）

第一条 この法律は、てん菜生産振興臨時措置法（昭和二十八年法律第二号）の施行前の設置に係るてん菜糖の製造場につきてん菜糖の製造を業とする者について、同法によるてん菜糖の政府買入制度のもとにおいて、その買入の価格がその生産費を基準として定められることとなつてゐるため他のてん菜糖製造業者に比較して多額の利益を生ずることがなかつたが、関税定率法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第 号）による砂糖の関税率の引上げの措置及び砂糖消費税法の二部を改正する法律（昭和三十四年法律第 号）による砂糖消費税の税率の引下げの措置の実施後においては、これらの措置により当該製造場に係る償却費に関する負担の寡少等による低額の生産費に比し他のてん菜糖製造業者に比較して特別の利益を生ずることとなり、これを放置すれば、てん菜の生産の現状とてん菜糖工業の特殊性から、てん菜糖製造業者間における公正な競争の基礎が失われると認められることにかんがみ、これらの法律に係る措置によつて当該てん菜糖製造業者に生ずる利益

の調整を図り、もつててん菜の生産の振興とてん菜糖工業の健全な発展に資することを目的とする。

（納付金を納める義務）

第一条 てん菜糖の製造を業とする者で、昭和二十九年から昭和三十三年まで毎年、その製造したてん菜糖の全部又は大部分をてん菜生産振興臨時措置法第四条第一項の規定により政府に買入れられたものが昭和三十四年一月一日において現にてん菜糖の製造事業の用に供してゐたてん菜糖の製造場（以下「指定製造場」といふ。）についててん菜糖の製造を業とする者（以下「特別てん菜糖製造業者」といふ。）は、指定製造場において製造したてん菜糖を昭和三十四年十月一日から昭和三十九年九月三十日までの期間内において当該指定製造場から移出したときは、その移出したてん菜糖につき、その重量に依りて、一キログラム当り六円の割合で計算した金額を納付金として政府に納めなければならない。

2 農林大臣は、指定製造場の位置その他必要な事項を告示しなければならない。

（みなし移出）

第三条 昭和三十九年九月三十日までに指定製造場において製造され、同日までに当該指定製造場から移出されてないてん菜糖については、同日に移出されたものとみなして、この法律の規定を適用する。

（納付金の軽減又は免除）

第四条 次の各号の一に該当する場合合には、農林大臣は、特別てん菜糖製造業者の申請に基き、政令で定めるところにより、第二条第一項の納付金（以下単に「納付金」といふ。）の額を軽減し、又は免除することができる。

一 特別てん菜糖製造業者が指定製造場に係る震災、風水害、火災その他の災害により著しい損害を受けたとき。

二 砂糖の価格の長期にわたる異常な低落その他特別てん菜糖製造業者の責に帰することができない理由によりその者に納付金を納めさせることが適当でないと認められるとき。

（移出重量等の申告）

第五条 特別てん菜糖製造業者は、指定製造場ごとに、昭和三十五年十月一日から昭和三十九年九月三十日までに、その日の属する年の前年の十月一日から一年間に当該指定製造場から移出したてん菜糖の重量その他政令で定める事項を記載した申告書を農林大臣に提出しなければならない。

（移出重量の決定通知）

第六条 前条の申告書を提出すべき者がこれを提出しなかつたとき、又は当該申告書の提出があつた場合において当該申告書に記載された移出に係るてん菜糖の重量が農林大臣において調査したところと異なるときは、農林大臣は、その調査によつてその者の移出に係るてん菜糖の重量を決定し、これを当該申告書を提出すべき者又は当該申告書を提出した者に通知する。

糖製造業者の申請に基き、政令で定めるところにより、第二条第一項の納付金（以下単に「納付金」といふ。）の額を軽減し、又は免除することができる。

（納付金の徴収）

第七条 納付金は、昭和三十五年から昭和三十九年まで、毎年十月三十一日を納期限として、農林大臣が、その納期限の属する年の前年の十月一日から一年間に指定製造場から移出したてん菜糖に係る分を徴収する。

（徴収猶予）

第八条 農林大臣は、特別てん菜糖製造業者が指定製造場に係る震災、風水害、火災その他の災害により損害を受けた場合、砂糖の価格が長期にわたる政令で定める価格水準より低落した場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、特別てん菜糖製造業者が納付金を一時に納めることが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、その納めることが困難であると認められる金額を限度として、その者の申請に基き、三年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

2 農林大臣は、前項の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予した期間内にその猶予した金額を納めることができないうやむを得ない理由があると認めるときは、特別てん菜糖製造業者の申請に基き、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、同項の期間とあわせて五年をこえることができない。

（督促等）

第九条 農林大臣は、特別てん菜糖製造業者が納付金をその納期限までに納めないときは、期限を指定

してその納付を督促しなければならぬ。

2 前項の規定による督促は、督促状によつて行ふものとする。この場合において、督促状により指定すべき同項の期限は、督促状を發する日から起算して十日以上を経過した日でなければならぬ。

3 第一項の規定による督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

第十條 農林大臣は、前条第一項の規定による督促を受けた特別ん菜糖製造業者が、同項の規定により指定された期限までに納付金及び次条第一項の延滞金を納めないときは、国税滞納処分(例)により、これを処分する。

第十一條 農林大臣は、第九條第一項の規定による督促をしたときは、その滞納に係る納付金の金額百円につき一日三銭の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴取する。

2 農林大臣は、前項の延滞金のうち、第八條の規定により徴取の猶予をした期間に対応する部分の額を免除することができる。

第十二條 第十條の規定による徴取金の先取特権の順位は、国税及び地方税につぐものとする。

(報告徴取等)

第十三條 農林大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、特別てん菜糖製造業者に対し、業務及び財産の状況に關し報告を求め、又はその職員に、特別てん菜糖製造業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、特別てん菜糖製造業者に対し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入り、質問し、又は検査する場合に、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入、質問及び検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第十四條 第五條の規定による申告書の提出を怠り、又は虚偽の申告書を提出した者は、十万円以下の罰金に処する。

第十五條 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は料料に処する。

一 第十三條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十三條第一項の規定による職員の質問に対し、答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

三 第十三條第一項の規定による帳簿、書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第十六條 特別てん菜糖製造業者の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が当該特別てん菜糖製造業者の業務又は財産に關し、前二條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該特別てん菜糖製造業者に対しても、各本條の刑を科する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
国内産のてん菜糖の保護に資するため砂糖の関税率を引き上げ、かつ砂糖消費税の税率を引き下げる措置をとつた結果、特定てん菜糖製造業者に對し、当該製造場に係る償却費に關する負担の寡少等による低額生産費に應じ特別の利益を生ずることとなり、これを放置すれば、てん菜糖の生産の現状とてん菜糖工業の特殊性から、てん菜糖製造業者間に於ける公正な競争の基礎が失われることにかんがみ、当該税制上の措置によつて当該てん菜糖製造業者に生ずる利益の調整を図ることに、てん菜糖の生産の振興とてん菜糖工業の健全な発展に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○石坂政府委員 ただいま議題となりました小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す固有てん菜糖の売価の特例に關する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知の通り、今回、畑作振興の一環といたしましてテンサイ生産等のよ

り一そのの振興をはかり国内産甘味資源の自給度の向上を期するため、砂糖に關する関税と消費税との振替が行われることになつたのであります。この措置によりまして、現在その原料として使用する砂糖の消費税が免税となつております小カンの加糖練粉乳につきましては、その原料として使用する砂糖の原価が消費税の引き下げ分一キログラム当り二十五円六十七銭だけ一挙に増大することとなるのであります。これは、最近における酪農乳業事情等にかんがみまして、主として一般家庭の育児用として消費されてい

るこれら乳製品の消費者価格の上昇あるいはこれら乳製品の原料乳の生産者価格の値下げなどの好ましくない結果を招くおそれがあり、その与える影響は大きいと考えられるのであります。ここにございまして、政府は、新たに法律によりまして、当分の間、食糧管理特別会計において買入れたテンサイ糖を、政令の定めるところによりまして、これら乳業者に時価よりも低い価格で売り渡すことができることといたしまして、今回の税制改正による関税への振りかえ分が、これら乳製品の消費者価格や原料乳の生産者価格にはね返るのを防止し、もつて、これら乳製品を適正な価格で消費者に供給するとともに、生乳の生産者価格の安定に資することとし、あわせてこの措置によりましてテンサイ糖の消費の拡大に資したいと考えるのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容の概要でございます。次に、日本てん菜糖振興会法案につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

わが国における畑作農業の振興と農家経済の安定をはかることともに、海外からの輸入に對する依存度の高い砂糖の需給事情を改善することによつて外貨を節約し、国際収支の改善をはかり、ひいては国民経済の安定に寄与するためには、この際、国内甘味資源の自給度の向上、特に最近において急速な発展を見せておりますテンサイ生産及びテンサイ糖工業につき、その健全な発展を確保することが緊要でありまして、このため、政府としては、今回テンサイの振興に關する一連の措置を講ずることといたしたのであります。

今このテンサイ振興措置の主要な内容を申し上げますと、まず第一には、原料テンサイ栽培の長期計画の樹立、原料テンサイ価格の安定、集荷区域の調整並びに新設工場設置の調整等を行うことによつてテンサイ栽培の基礎を固めることとあります。

第二には、関税率及び砂糖消費税率の適正化によつてテンサイ糖工業の自立を促進する条件を作り、さらに、原料価格の安定及びテンサイ糖工業の自立の促進のため、てん菜糖生産振興臨時措置法に基き今後の政府買入れの具体的方針を明示いたすとともに、糖価の安定をはかるため砂糖の輸入の調整等の措置を講ずることとあります。

第三には、新たに日本てん菜糖振興会を設置し、テンサイの試験研究等を強力に推進いたすこととあります。

第四には、関税及び消費税の改定措置によつて特別な利益を生ずるテンサイ糖製造業者から法律に基いて納付金を徴取することとあります。

五

第五には、北海道以外の地域についてもテンサイ振興の措置を講ずることであり、

以上のテンサイ振興のための具体的措置方針に基き、今回日本てん菜振興会法案を国会に提案し、その御審議を仰ぐこととしたのであります。以下この法案について御説明申し上げます。

テンサイの生産の振興のためには、試験研究及び生産奨励体制を急速に整備し、その強力な推進をはかること、必要不可欠なことを待たないこと、

ありますが、テンサイの生産とその試験研究の特殊性を考慮して、特別法人を設立し、農民及びテンサイ糖製造業者等の意見を十分に反映させ、試験研究と生産奨励事業とを一体的に運用することが最も適切と考へる次第であります。この法案は、このような目的を達成するために設立する特別法人日本てん菜振興会の組織、業務、管理等に關する事項を定めたものであり、そのおのおの内容及び、おのおのね次の通りであります。

先ず第一に、この振興会の資本金は、当初一千万円とし、政府がその全額を出資することとし、その後必要に応じて政府より追加出資ができることといたしております。

第二に、この振興会のおもな業務は、テンサイの試験研究、テンサイの原産種及び原種の生産及び配布、受託して行い優良なテンサイの種子の生産及び配布、委託して行いテンサイ糖の製造に關する技術の企業化の試験研究並びに国内産のテンサイ糖の消費の増進をはかるための普及等であり、さらに、以上の事業のほか、振興会は、テ

ンサイの生産の振興及びテンサイ糖工業の健全な発展に寄与するための事業を農林大臣の認可を受けて行うことができることといたしております。

第三に、この振興会の組織といたしましては、役員の数、任免等についての規定を設けるとともに、広く関係者の意見を聞き業務の円滑適正な運営を期するため、学識経験者十人以上で組織する運営審議会を設け、業務の運営に關する重要事項を調査審議させることといたしております。

第四に、振興会の財務及び会計につきましては、収支予算、事業計画等につつき、あらかじめ農林大臣の認可を受けることとし、その他、借入金をするに及ぶ監督規定を設けることといたしております。

第五に、振興会を設立するため必要な手続規定を設けております。以上、テンサイの振興につきまして今後の政府の具体的措置について申し上げますとともに、その一環として法律措置であります日本てん菜振興会法案のおもな内容について御説明申し上げます。

さらに、臨時てん菜糖製造業者納付金法案につきましても、その提案理由の御説明を申し上げます。

畑作農業の振興と農家経済の安定をはかることにも、国内の甘味資源の自給力を強化するため、政府は、今回テンサイの振興の一連の具体的措置を講ずることとしたのであります。その具体的な措置の一環として、国内産テンサイ糖の保護に資するため、大幅に砂糖の関稅率を引き上げ、

砂糖の消費稅率を引き下げることにしたのであります。

この措置によつて今後国内テンサイ糖製造業者は自立が可能となると考えられるのであります。この振替措置は、大部分のテンサイ糖製造業者が自立できるより、適正な利潤を見込んだ新設の工場標準生産費を基礎としており、関係から、その固定資産の償却が著しく進んでいる特定のテンサイ糖製造業者につきましても、この振替措置の結果、反射的に特別な利益が生ずることとなるのであります。すなわち、固定資産の償却の著しく進んでいる特定のテンサイ糖製造業者も、従来

の關稅及び消費稅の体系のもとにおいては一般市場に販売することができなかったのに、勢いてん菜生産振興臨時措置法による政府の買入れに依存する以外に方法がなかったものであります。この場合、政府の買入れ価格

は、その生産費を基準として定められることになっておりますので、他のテンサイ糖製造業者に比較して特別な利益を生ずる余地がなかったものであります。今回の振替措置の結果、適正な利潤を確保し得て自立できるのみならず、その固定資産の償却が進んでいることからする低額の生産費に依り、今後におけるテンサイの生産により特別な利益が生ずることとなるのであります。この特別な利益は、關稅の引き上げ、消費稅の引き下げという制度の切りかえによつて生ずるものであつて、これをそのまま放置いたしますならば、テンサイの生産の現状とテンサイ糖工業の特殊性から、テンサイ糖製造業者間における公正な競争の基礎が失

われることになるものと考えられます。

また、このような特別テンサイ糖製造業者が今回の振替措置によつて他のテンサイ糖製造業者に比し著しく有利な立場に立つに至つた事由の一つは、てん菜生産振興臨時措置法に基く政府の買入れ措置によるものであることも事実であります。従つて、今回法律措置によつてこのような特別な利益を國庫に納付させることによつて利益の調整をはかり、もつてテンサイの生産の振興とテンサイ糖工業の健全な発展に寄与しようとするものであります。

以下この法案の概要について御説明申し上げます。

先ず第一に、この法律によつて政府に対し納付金を納付すべき者、すなわち納付義務者は、第二条に規定するところであり、てん菜生産振興臨時措置法施行以来すなわち昭和二十九年から昭和三十三年まで毎年引き続いてその製造したテンサイ糖の全部または大部分を政府に売り渡していたテンサイ糖製造業者が本年一月一日現在テンサイ糖の製造の用に供していた製造場についてこの法律施行以来テンサイ糖の製造を業とする者であります。具体的には、この規定を適用いたしますれば、納付義務者の範囲は、日本甜菜製糖株式会社現に所有する帯広、磯分内、土別の三工場について今後テンサイ糖の製造を行う者となるのであります。

第二に、納付金の額であります。このように特別なテンサイ糖製造業者が前記の製造場において製造したテンサイ糖を昭和三十三年十月一日から昭和三十三年九月三十日までの五年の製糖期間においてその製造場から移出したときは、その移出した重量に依り一キログラム当り六円の割合で計算した金額を毎年一カ年分をまとめて十月三十一日までに政府に納付させることといたしております。

第三に、その製造場が災害によつて著しい損害を受けた場合または長期にわたり砂糖の価格が異常に低落した等の場合には、納付金を軽減または免除することができるとすることと、

砂糖の価格が政令で定める価格水準より低落した場合等には、政令で定めるところによつて五年を限りその納付金の徴収を猶予することができることとしております。

第四に、その他の納付金の徴収及び督促等については手続規定を設けるとともに、納付期限までに納付せず、さらに督促状に指定する期限までに納付金を納めないときは、國稅滞納処分等の例によりこれを処分することとしております。

以上臨時てん菜糖製造業者納付金法案のおもな内容について御説明申し上げます。

以上をもちましてこの三案の提案理由の御説明をいたしましたわけであり、何とぞ三案とも慎重御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

○吉川(久)委員長代理 次に、内閣提出、酪農振興法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。まず本案の趣旨について政府の説明を求めます。石坂農林政務次官。

酪農振興法の一部を改正する法律案

酪農振興法の一部を改正する法律案

酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 集約酪農地域

第一節 集約酪農地域の指定(第三条―第七条)

第二節 集約酪農地域における草地の改良等(第八条・第九条)

第三節 集約酪農地域に係る集乳施設及び乳業施設(第十条・第十七条)

第二章の二 酪農経営改善計画(第十八条―第十八条の三)

第三章 生乳等の取引(第十九条―第二十四条の二)

第三章の二 国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進等に関する措置(第二十四条の三・第二十四条の四)

第四章 雑則(第二十四条の五―第二十六条の二)

第五章 罰則(第二十七条―第二十九条)

附則

第一条中「及び生乳等の取引の公正を並びに生乳等の取引の公正並びに牛乳及び乳製品の消費の増進」に、「急速な普及発達」を「健全な発達」に改める。

第八条を削る。
第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 集約酪農地域における草地の改良等

第二章第二節中第九条を削り、第十條の見出し並びに同條第一項及び第四項から第六項までの規定中「又は市町村を削り、同條第一項中「前條の規定により定められた計画」を「酪農振興計画」に、「その区域内にある草地」を「集約酪農地域の区域内にある草地(主として家畜の放牧又はその飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地をいう。以下同じ。)」に改め、同條第二項及び第三項中「又は市町村長を削り、同條第二項中「事項を定めて」の下に、省令で定める手続により、これを公表するとともに、」を加え、「又は政令で定める使用収益の権利を、使用貸借による権利又はその他の使用収益を目的とする権利」に改め、同條を第八条とし、第十一條を第九條とする。

第二章第三節の節名中「集約酪農地域における」を「集約酪農地域に係る」に改め、同節中第十二條を第十條とし、第十三條中「酪農事業施設」を「酪農事業施設(第十三條第一項の規定による届出がなされているものを除く。)」に改め、同條を第十一條とし、第十四條第二項中「第十二條第二項」を「第十條第二項」に改め、同條を第十二條とし、同條の次に次の一條を加える。

(指定地域における酪農事業施設の届出等)

第十三條 集約酪農地域の周辺の地域のうち、その地域内に酪農事業施設を設置すればその酪農事業施設が輸送条件から見てその集約酪農地域の区域内の生乳の生産者の相当部分から継続して生乳の供給を受けることができるに認められる地域で農林大臣の指定するもの(以下「指定地域」という。)の区域内において、酪農事業施設を新たに設置しようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事に届け出なければならない。指定地域の区域内に設置されている酪農事業施設につき前條第一項の省令で定める変更をしようとする者についても、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合において、当該集約酪農地域における生乳の生産者及び当該生乳の生産者から生乳を買ひ受けて乳業を行う者の経営の健全な発展に資するため必要があるに認めるときは、あらかじめ農林大臣の承認を受けて、その届出をした者に対し、その届出に係る事項に關し、当該集約酪農地域に係る酪農事業施設の配置を適正なものとするために必要な勧告をすることができる。

3 第十一條の規定は、第一項の規定による農林大臣の指定があつた場合において、その指定の際現にその指定地域の区域内において酪農事業施設を設置している者について準用する。

第十五條中「集約酪農地域」の下に「若しくは指定地域」を加え、同條を第十四條とする。

第十六條第一項中「第十二條第一項又は第十四條第一項」を「第十條又は第十四條第一項」に改め、同條を第十五條とする。

第十七條を第十六條とし、第十八條を第十七條とし、第二章の次に第一章を加える。

第二章の二 酪農経営改善計画

第十八條 次の各号の一に該当する市町村は、その区域内における酪農経営の改善を図るため、省令で定める手続により、その区域内の酪農経営業者の意見を聞き、これを基礎として、これらの者の酪農経営の改善を図るための計画(以下「酪農経営改善計画」という。)を作成することができる。

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

酪農経営改善計画

めようとするときは、省令で定める手続により、当該農業協同組合又は農業協同組合連合会に協議しなければならない。

6 酪農経営改善計画については、都道府県知事は、市町村からの申出があつたときは、その作成に關し必要な助言、勧告その他の援助を行うものとする。

7 市町村は、酪農経営改善計画を作成したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。
(酪農経営改善計画の変更)

第十八条の二 市町村は、酪農経営改善計画の変更をするには、省令で定める手続により、その変更しよとする部分につき、その区域内の酪農経営業者の意見を聞き、これを基礎として変更計画を作成しなければならない。

2 前条第三項から第七項までの規定は、前項の酪農経営改善計画の変更について準用する。
(草地改良事業についての規定の準用)

第十八条の三 第八条第二項から第五項までの規定は、市町村、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、第十八条第七項の規定により公示した酪農経営改善計画に基づき草地改良事業を行う場合及び酪農経営改善計画に係る市町村の区域内にある草地又はその保全若しくは利用上必要な施設につき災害復旧事業を行う場合に準用する。この場合において、同条第五項中「条例」とあるのは、「それぞれ当該市町村の条例又は当該農業協同組合若し

くは農業協同組合連合会の規約」と読み替へるものとする。
第十九条の次に次の二条を加へる。

(売買価格等の約定)

第十九条の二 生乳等取引契約でその存続期間が三十日をこえるものについては、当事者は、少なくともその生乳等取引契約の存続期間の最初の三十日につき、生乳等の売買価格及び数量並びに生乳等及びその代金の受渡の方法を約定しておかなければならない。

2 前項に規定する生乳等取引契約で、生乳等の売買価格若しくは数量又は生乳等若しくはその代金の受渡の方法がその生乳等取引契約の存続期間の一部について約定されていないものについては、当事者は、その約定されていない期間の開始する日から省令で定める一定期間前までに約定しよとする内容を明らかにして相手方に申し出て、当該期間の開始するまでに成約するよう努めなければならぬ。

(組合等が当事者となる契約等についての勧告)

第十九条の三 農林大臣又は都道府県知事は、生乳の生産者を直接又は間接の構成員とし、その構成員の生産する生乳の販売事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下この条において「組合等」という。)が、省令で定めるところにより、乳業を行う者に対し、案を示して生乳等取引契約又は生乳等取引契約に関する農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)

第十條第一項第十一号の団体協約の締結又は変更のため交渉をした旨の申込をし、かつ、その申込をした旨を農林大臣又は都道府県知事に申し出た場合において、生乳等の取引の公正を確保するため特に必要があると認めるときは、その乳業を行う者に対し、その生乳等取引契約又は団体協約の締結又は変更の交渉に必ずべき旨の勧告をすることが出来る。

第二十条の前の見出し及び同条から第二十二条までを次のように改める。

(紛争のあっせん又は調停)

第二十条 都道府県知事は、生乳等取引契約に係る紛争につき、その当事者の双方又は一方から政令で定めるところによりあっせん又は調停の申請があつた場合において、生乳等の取引の公正を確保するため必要があると認めるときは、すみやかに、あっせん又は調停を行うものとする。

第二十一条 都道府県知事は、前条の調停を行う場合には、その紛争の当事者から意見を聞いて、紛争の解決に必要な調停案を作成しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の調停案を作成するため特に必要があるときは、農林大臣に対し、助言、資料の提示その他必要な協力を求めることができる。

な者を指名し、その者にその事務を行わせることができる。
第二十二條 都道府県知事は、前条第一項の調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

2 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第二十三条を削り、第二十四条中「第二十二條第一項の規定に係る調停案」に、「あつた」を「調停」に、「及び協定案」を「及び調停案」に改め、同条を第二十三條とし、第三章中同条の次に次の二条を加へる。

第二十四条 農林大臣は、生乳等取引契約に係る紛争でこれにつき都道府県知事に對し調停の申請があつたものについて当該都道府県知事からの申出があつた場合において、その申出に係る紛争と同種の紛争が他の都道府県においても発生しており、又は発生するおそれがあり、これらの紛争のなりゆきによつては広範な地方にわたり生乳等の取引關係に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、中央生乳取引調停審議会の意見を聞き、その紛争の調停を農林大臣において処理すべき旨の決定をすることが出来る。

2 農林大臣は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該申出をした都道府県知事及び当

該紛争の当事者に通知しなければならない。
3 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該紛争に係る調停を打ち切り、すみやかに、農林大臣に対し、当該紛争について処理の経過を報告するとともに、関係書類を送付しなければならない。

第二十四条の二 農林大臣は、前条第一項の決定をしたときは、遅滞なく、中央生乳取引調停審議会の委員の中から三人を調停員として指名し、当該紛争に係る調停をその指名した調停員に行わせなければならない。

2 第二十一条第一項、第二十二條及び第二十三條の規定は、前項の調停員が行う調停について準用する。この場合において、第二十三條中「都道府県知事」とあるのは、「農林大臣」と読み替へるものとする。

第三章の次に次の一章を加へる。
第三章の二 国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進等に関する措置

(国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進)

第二十四条の三 国は、国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進を図ることにより酪農の健全な発達に資するため、国内産の牛乳及び乳製品について、これを学校給食の用に供することを促進するほか、集団飲用を奨励し、流通の合理化を促進するための援助を行う等必要な措置を講ずるものとする。

(国内産の乳製品の保管)

第二十四条の四 農林大臣は、牛乳及び乳製品の需給が著しく均衡を失したため、乳業を行う者の経営が著しく困難となり、その事態を放置すれば、広範な地方にわたり生乳の取引価格が低落するおそれがあるとき、乳業を行う者に乳製品の製造を委託する農業協同組合及び農業協同組合連合会を含む。が国内産の乳製品で学校給食の用に供することができるものを計画的に保管すれば当該事態を克服して酪農の健全な発達を図ることができると認めるときは、文部大臣に協議し、かつ、酪農振興基金の意見を聞き、保管すべき乳製品の種類、数量、保管期間その他省令で定める事項を記載した乳製品の保管計画を定めることができる。

2 農林大臣は、前項の規定により乳製品の保管計画を定めるときは、省令で定める手続により、これを公表するとともに、酪農振興基金に通知しなければならない。

3 酪農振興基金は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、農林大臣に対し、第一項の乳製品の保管計画の実施のために必要な債務保証の計画を作成して農林大臣に提出しなければならない。

4 第四十條第二十五條の前に次の一條を加える。

第二十四條の五 国は、毎年度、予算の範囲内において、第三條第二項の酪農振興計画の実施、酪農振興

第一類第八号 農林水産委員会議録第十五号 昭和三十四年二月二十八日

酪農振興法の施行後の酪農事情の変化にかんがみ、特定の地域について計画的に酪農経営の改善を図るための制度を設けるとともに、生乳等の取引に係る紛争の処理機構を改善し、牛乳及び乳製品の消費の増進を図る等の措置を講じて、酪農の健全な発達及び農業経営の改善に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

酪農振興法(昭和二十九年法律第八十二号)による酪農振興に関する重要事項を調査審議すること。

酪農振興法(昭和二十九年法律第八十二号)による酪農振興に関する重要事項を調査審議すること。

酪農振興法(昭和二十九年法律第八十二号)による酪農振興に関する重要事項を調査審議すること。

2 国は、第三條第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施するため必要な資金の融通のあつせんその他必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、第三條第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施するため必要な資金の融通のあつせんその他必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、第三條第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施するため必要な資金の融通のあつせんその他必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、第三條第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施するため必要な資金の融通のあつせんその他必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、第三條第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施するため必要な資金の融通のあつせんその他必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、第三條第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施するため必要な資金の融通のあつせんその他必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、第三條第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施するため必要な資金の融通のあつせんその他必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、第三條第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施するため必要な資金の融通のあつせんその他必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、第三條第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施するため必要な資金の融通のあつせんその他必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、第三條第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施するため必要な資金の融通のあつせんその他必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、第三條第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施ため必要な資金の融通のあつせんその他必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、第三條第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施ため必要な資金の融通のあつせんその他必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、第三條第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施ため必要な資金の融通のあつせんその他必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、第三條第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施ため必要な資金の融通のあつせんその他必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、第三條第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施ため必要な資金の融通のあつせんその他必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、第三條第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施ため必要な資金の融通のあつせんその他必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、第三條第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施ため必要な資金の融通のあつせんその他必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、第三條第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施ため必要な資金の融通のあつせんその他必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、第三條第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施ため必要な資金の融通のあつせんその他必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、第三條第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施ため必要な資金の融通のあつせんその他必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、第三條第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施ため必要な資金の融通のあつせんその他必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、第三條第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施ため必要な資金の融通のあつせんその他必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、第三條第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施ため必要な資金の融通のあつせんその他必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

